

福岡市研究開発型スタートアップ成長支援事業

補助金募集要項

1. 目的

この事業は、将来的に福岡市の経済をけん引する独自技術を持った研究開発型スタートアップ企業に対し、事業の推進に係る経費等を助成することにより、更なる成長を支援することを目的とします。

2. 補助対象者

平成28年4月1日（2016年4月1日）以降に創業（創業予定を含む）し、以下の要件をすべて満たした企業とします（注1）。

- (1) 大学等が取得した特許（出願中、出願予定を含む）をもとに創業した企業であること（注2）。
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること（注3）。
- (3) 福岡市内に本社を置き、将来にわたって福岡市内で事業を継続する意思があること（注4）。
- (4) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと（注5）。
- (5) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下、「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

注1：事業認定申請の段階ではすべての要件を満たしている必要はありませんが、補助金交付申請（令和3年12月末）までには要件を満たしておく必要があります。

注2：「大学等」とは国公立私立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等をいいます。

注3：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。

業種	資本金または従業者数
① 製造業、建設業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下または300人以下
② 卸売業	1億円以下または100人以下
③ サービス業	5,000万円以下または100人以下
④ 小売業	5,000万円以下または50人以下

ただし上記に該当する場合でも、下記に当てはまる場合は非該当。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

注4：令和3年12月末までに福岡市内へ本社移転予定の中小企業者も対象です。

注5：市税の徴収猶予の特例制度等の対象となる方は除きます。

3. 補助対象事業

福岡市産業の国際競争力強化や雇用の拡大に寄与し、社会課題の解決に資する等、優れた事業と認定された場合に補助金の対象となります。

4. 補助対象経費等

補助金の対象となる経費は、事業を推進し、更なる成長のために必要な経費とします。

対象経費	内容
(1) 大学等に帰属する特許の使用料	・ 特許使用料 等
(2) 創業後、法人において新たに取得する特許の出願、維持にかかる経費	・ 出願手数料 ・ 特許（登録）料 ・ 名義変更手数料、更新手数料 ・ 出願、維持にかかる専門家利用料 等
(3) 資金調達・事業提携を目的として、商談のために展示会等に出展する際に要する経費	・ 資金調達、事業提携のための展示会出展・イベント参加等にかかる小間料、参加費 ・ 交通費、宿泊費等の出展にかかる旅費 等
(4) 人件費（注6）	・ 上記(1)～(3)にかかる時間に対応する直接人件費 ・ 経理事務に従事する場合の時間に対応する直接人件費 等
(5) その他、事業を推進し、更なる成長のために必要な経費	・ ただし交際費、慶弔費、懇親会費、食糧費等は、補助対象経費から除外します。

注6. 人件費の対象は、申請者と雇用関係が結ばれている者に限ります。

法人の役員であっても、対象業務に従事するのであれば人件費として計上可能です。

※その他留意事項

- ・ 国、地方公共団体（本市を含む。）その他のこれらに準ずる団体より、他の補助金、助成金制度において交付を受けている経費については、本補助対象経費から除外します。
- ・ 消費税は補助対象経費に含みません。

5. 補助金の額等

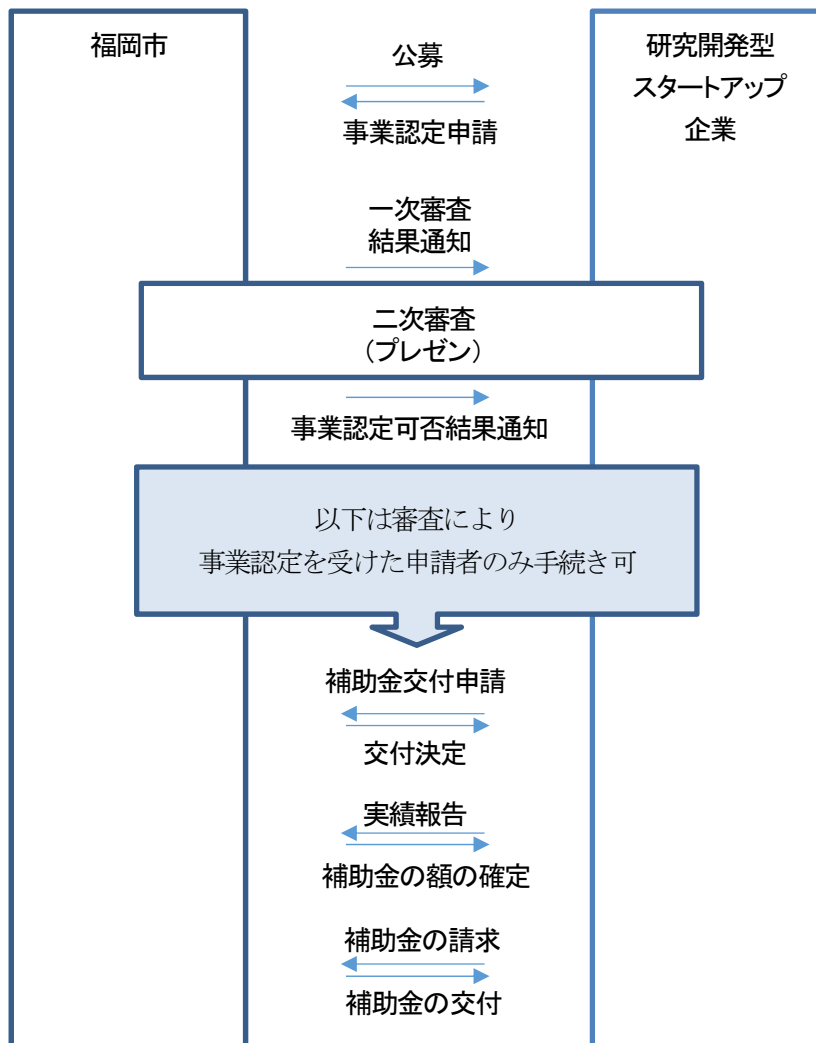
補助金の額は、補助対象経費の10分の10又は200万円のうち、いずれか低い額で市の予算の範囲内とします。

6. 補助対象期間

補助対象期間は、創業日、福岡市内に本社を設けた日又は令和3年4月1日のいずれか遅い日から令和4年3月31日までとなります。

7. 事業スキーム

補助金は、審査により事業認定を受けた申請者のみ、交付申請の手続きができます。



8. スケジュール

- 令和3年7月30日(金)17時 事業認定申請締切
- 令和3年8月下旬頃 一次審査結果の通知
- 令和3年9月中旬頃 二次審査(一次審査合格者のみプレゼンテーション審査)
- 令和3年9月下旬頃 二次審査結果の通知
- 令和3年12月末 補助金交付申請締め切り
- 令和4年2月頃 交付決定
- 令和4年3月末 実績報告
- 令和4年3月末 実績検査(実績検査後、補助金の請求及び支払い)

9. 募集件数

- 合計4件程度。(内. 2社はフィンテック、グリーンテック関連企業(注7)に限る。)
- 注7: グリーンテック(クリーンテックとも言う)とは、再生不能資源を利用しない、または利用量を抑制した製品やサービス、プロセスを開発することをいいます。

10. 提出書類

以下の書類について提出ください。

- (1) 事業認定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（別紙1）
※最大20ページ程度。
- (3) 役員名簿（別紙2）
- (4) 同意書（別紙3）
- (5) 以下については該当ある場合は提出ください。審査の参考といたします。

ア 推薦書（別紙4）

※過去に出資を受けた、または出資計画のあるVCや事業会社等の投資家からの推薦書

イ 知的財産確認書（別紙5）

ウ その他参考となるべき書類

※ア及びイの書類について、推薦者及び大学等の押印は必要ありませんが、推薦者及び大学等に対し、事務局より個別に提出書類の内容確認を行う場合があります。

11. 選考について

提出された「事業計画書（注8）」に基づき、一次審査（書類審査）、二次審査（プレゼンテーション審査）により事業を認定し、補助対象者を決定します。

注8：一次審査通過者は、二次審査までの間に、必要に応じて「事業計画書」の内容を更新することができます。更新方法については、一次審査通過者へ個別にご案内いたします。

※審査を行うにあたり、事務局より個別に提出書類の内容確認を行う場合があります。

※選考基準は「事業の優位性」、「市場性・成長性」、「事業化可能性」、「その他（本市経済活性化への寄与等）」です。詳細は、「16. 参考（選考基準）」をご参照ください。

12. 提出期限及び提出方法

令和3年7月30日（金）17時までに、「15. 問い合わせ先・提出先」へ、電子メールにて提出し、送信後、受信確認のため電話にてご連絡ください。

※提出に際しては、サーバーの都合上、添付ファイル合計は10MB以下でお願いします。容量を超える恐れがある場合は、分割して送信してください。

※提出書類は返却しません。なお、提出書類は本補助金審査以外の目的には使用いたしません。

13. 留意事項

- (1) 各申請にかかる費用は、すべて申請者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問は一切受け付けません。

- (3) 補助金を申請するためには、まず事業認定を受けなければなりません。事業認定を受けて初めて補助金交付申請が出来ますが、申請書類等については、事業認定を受けた申請者のみに送付します。
- (4) 補助金交付申請期限は、令和3年12月末です。それまでに「2. 補助対象者」の要件を全て満たしておく必要があります。
- (5) 要件を満たさない補助金交付申請を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、又は必要な手続きを行わない場合は、事業認定を受けた後であっても認定を取り消すことがあります。
- (6) 事業認定を受けた場合であっても、予算の都合等により補助金交付額が減額されることがあります。
- (7) 補助金の支払については、事業の報告を市が受け付けた後、事業の実績や支出内容等を証拠書類等により確認できた後となります。
- (8) 採択企業においては、事業実施中及び事業終了後3年間程度、雇用者数や決算状況等、本事業の効果測定のためのアンケートや実施報告等に対応すること。

14. 失格要件について

本実施要領に定める参加資格要件を満たさない場合、提出書類に虚偽があった場合、事務局職員等の関係者のすべてに対する不正な行為が認められた場合等により失格とすることがあります

15. 問い合わせ先・提出先

福岡市役所 経済観光文化局 創業支援課 担当：川崎、西村
e-mail：startup.EPB@city.fukuoka.lg.jp
Tel：092-711-4455

16. 参考（選考基準）

評価項目		配点
事業の優位性	<ul style="list-style-type: none"> ・従来のものにはない新しい要素・特徴を有するか。 ・従来のものと比較して、優れた要素・特徴を有するか（性能、機能、コスト面など）。 ・予想される競合相手が明確で、その対策を盛り込んでいるか。 	15点
市場性・成長性	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲット顧客が明確で、需要が見込めるか。 ・国内外へのビジネス展開が期待できるか。 ・ビジネスモデルが成長性、収益性を有しているか。 	15点
事業化可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業化イメージは明確か。 ・事業パートナー（外注先、仕入先、販売先、社外専門家）と有効なネットワークがあるか。 ・事業化する上での課題は明確で、その解決策を盛り込んでいるか。 	15点
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな需要や雇用の創出、本市経済の活性化等への寄与や、社会課題解決などが期待できるか。 ・本市における創業のモデルとなり、国内外への情報発信が見込まれるか。 ・その他、評価委員が特に魅力的に感じるポイントがあるか。 	15点

※選考においては、以下のとおり最低基準を設ける。

6割・36点に達しないときは、補助対象者とししない。